

○新潟市北区郷土博物館条例

平成16年12月24日

条例第50号

改正 平成18年12月21日条例第71号

平成23年3月22日条例第24号

(題名改称)

平成24年3月16日条例第11号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の向上を図るため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、新潟市北区郷土博物館(以下「博物館」という。)を新潟市北区嘉山3452番地に設置する。

2 博物館に分館を置き、その名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|---------------|
| 横井の丘ふるさと資料館 | 新潟市北区横井257番地1 |

(平18条例71・平23条例24・一部改正)

(事業)

第2条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 北区の考古、歴史、民俗、美術等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査研究及びその成果の公開に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業

(平23条例24・一部改正)

(施設及びその利用)

第3条 博物館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示室
- (2) 特別展示室兼集会室
- (3) 展示ホール
- (4) 図書室兼研究室

2 特別展示室兼集会室、展示ホール及び図書室兼研究室並びにこれらの設備は、前条の事業に支障がない範囲において、教育、学術及び文化に関する活動等の利用に供することができる。

(休館日)

第4条 博物館(分館を除く。)の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)

(2) 休日の翌日(その日が日曜日に当たる場合は、その翌々日)

(3) 12月28日から翌年1月3日まで

2 分館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 休日

(開館時間)

第5条 博物館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 第3条第2項に規定する利用をしようとするもの又は資料について撮影、模写、模造又は熟観(以下「特別利用」という。)をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館への入館を拒み、又は前条の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 博物館の施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用をするおそれがあると認められるとき。

ただし、その利用が特別利用である場合で、その目的が博物館の活動に有益であると認められるときは、この限りでない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(観覧料等)

第8条 博物館の観覧料及び第6条の許可に係る使用料は、無料とする。ただし、特別な展示を行う場合は、市長がその都度定める観覧料(以下「特別観覧料」という。)を徴収する

ことができる。

(特別観覧料の免除)

第9条 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、特別観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(特別観覧料の不還付)

第10条 既納の特別観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、特別観覧料の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第11条 博物館に入館したもの(以下「入館者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 資料に触れること。
- (2) 資料の近くで万年筆、ボールペン等を使用すること。
- (3) 資料の撮影、模写、模造又は熟観すること。
- (4) 指定する場所以外の場所で喫煙又は飲食すること。
- (5) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (6) 他の者に迷惑を与える行為
- (7) 火気を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が博物館の管理上支障があると認める行為

(許可の条件)

第12条 教育委員会は、この条例の規定による許可に博物館の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは博物館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
 - (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの
- 2 教育委員会は、博物館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、入館者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第14条 入館者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 施設等の利用を終了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 行為の中止を命じられたとき。
- (4) 退去を命じられたとき。

2 教育委員会は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命じることができる。

(損害賠償)

第15条 入館者は、博物館の施設、設備又は資料を汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(職員)

第16条 博物館に館長その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

第17条 博物館に博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市内に住所を有する者

(平24条例11・一部改正)

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員を再任することができる。

(会長及び副会長)

第20条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第21条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の議案について再度招集しても委員の定数の半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第22条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見の陳述を求めることができる。

(協議会の運営方法)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第24号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。